

障害福祉サービスの在り方等に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会

1. 地域生活支援拠点の機能の強化（原点に立ち返ったあり方の検討）

【意見】

緊急時の受入れ以外の機能が整備されるようにするための一定の義務化を行うとともに、原点に立ち返り「どういう拠点を作っていく必要があるか」の検討が必要。例えば、「災害時の受入れ・対応」を6つ目の機能として位置づけ、拠点相談支援事業所における災害時個別支援計画策定の役割を明確化したり、災害救助法における福祉避難所のあり方を関係機関と調整し、日常的福祉サービスと連携できるようにすることを検討してはどうか。

【理由】

緊急時の受入れ・対応の体制整備だけでなく、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの強化が重要と考えるため。
また、緊急時の受入れ・対応では、障害者等の災害時要援護者の生命を守るための予防的な避難等、災害時を想定した視点が弱いので、災害支援拠点として独自に避難所が開設できるような経費負担の仕組みが必要と考えるため。

2. 移動支援の地域格差の改善

【意見】

移動支援サービスの利用に自治体間で差異が生じないように、事業の趣旨を正しく周知することが必要。

【理由】

本来、入所施設や共同生活援助の利用者も移動支援の活用が可能であるにもかかわらず、地域生活支援事業（市町村事業）であることから、利用に関して地域格差が生じており、施設利用者が利用できないケースもあり、市町村によっては利用対象から除外しているケースも散見されるため。

3. 医療的ケア者等への支援の充実

(1) 生活介護事業等の支給決定日数と報酬の見直し

（土日も生命維持支援を必要とする医療的ケア者等のために支給日数の上限の見直し）

【意見】

生活介護事業所であっても、実際の利用者の状態像が「療養介護事業」の対象となる場合などは、柔軟に支給決定日数を「最大1ヵ月の日数」とし、必要な体制を確保できるようにすることの検討が必要。

【理由】

障害者支援施設の日中活動は「原則の日数」（月マイナス8日）が支給決定の上限とされているが、土日等を問わず生命に関わる支援を必要とする利用者がある。特に人工呼吸器使用者や常時喀痰吸引が必要な利用者などは、一時たりとも支援がかかせないため。

(2) 短期入所の分類の見直し

【意見】

医療的ケア児者の受入れ先について、医療機関と福祉施設という分類ではなく、利用される方の状態像と受入れ体制での整理が必要。

【理由】

福祉施設での生活によって、日中活動への参加等が広がり、QOLが上がった利用者がある。同じ状態像での受入れ体制をとっていけば、その際の目的によって医療機関・福祉施設の選択が可能になるようにすることで、利用者のQOLは上がり、福祉施設側にもインセンティブが働き、実施施設が増加することを期待できるため。

4. サービスの質の向上

【意見】

基本報酬と加算で評価されることを再整理するとともに、提供するサービスの質の向上につながる評価基準・指標の開発が必要。

【理由】

各事業所に求められる機能・役割が拡大し、提供するサービスに求められる水準が高まっていることから、従来は加算として評価されていた内容のうち、すべての事業所に対応が求められているものは基本報酬として評価される必要があると考えるため。(たとえば、一定の専門職の配置等)

また、加算により、事業所では人的な配置等だけでなく、質の向上につながる取組が行われていることから、それらを適正に評価することが必要と考えるため。

5. 意思決定支援に関する取組の強化

【意見】

意思疎通支援のみならず、意思決定支援についても取組を強化することが必要。

【理由】

意思決定支援ガイドラインに関する理解度の格差や実施の状況から、取組を明確化して普及・啓発を図るとともに、その前提となる研究事業のさらなる充実が必要と考えるため。

6. 共生型サービスの実態の把握と対応の検討

【意見】

障害福祉サービス事業所が安定的な事業運営を行えるよう、共生型サービスの利用実態と課題を迅速かつ適切に把握し、対応を検討することが必要。

【理由】

障害支援区分と要介護認定の認定基準の違いが発生し、利用者の年齢に関わらず、また障害福祉サービスと同様のサービスを行っているにも関わらず、報酬が大幅に減額となっている。このような事態が解消されない場合、共生型サービスを継続していくことが困難になることが想定されるため。